会 議 記 録

会	議名称	第 5 回 杉 並 区 環 境 審 議 会
	日 時	平成16年5月27日(木) 14時00分~16時00分
場所		杉並区役所西棟6階 第5、6会議室
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、原口委員、横山委員、花形委員、長津委員、 岩橋委員、 浅岡委員、秋田委員、山室委員、芳村委員 (11名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、都市計画課長、計画担当係長、 建築課長、緑化担当課長、みどりの事業係主査、清掃管理課長
 傍聴者数		0 名
配布資料	事前	第4回会議記録 (案) 東京都市計画道路放射第5号線の事業についての報告 すぎなみ環境情報館開館記念イベントについて 平成15年度みどりの基金緑化活動助成の結果報告および平成16年度助成の 募集について 環境月間みどりのイベントについて 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件)
	当日	東京外かく環状道路 PI外環沿線協議会「地域ごとの話し合い」のお知らせ 杉並環境講演会2004 チラシ エコスクール・2004講演会 チラシ
会議次第		第5回環境審議会 (1)第4回会議記録の確認 (2)一般報告事項 東京都市計画道路放射第5号線の事業についての報告 すぎなみ環境情報館開館記念イベントについて 平成15年度みどりの基金緑化活動助成の結果報告および平成16年度助成の 募集について 環境月間みどりのイベントについて (3)一定規模以上の開発等に関する報告について 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画 ・(仮称)アリュ・ル浜田山新築工事 ・アルウイン学園増築工事 (4)その他

主要な発言

- 1 第5回環境審議会
 - 1)第4回会議記録の確認
 - •確 認
 - 2) 東京都市計画道路放射第5号線の事業について
 - ・都市計画変更による緑地の増減はどのようになるのか
 - ・地元で行われているホタル祭りがこの緑地帯の中で出来るのか
 - 3) すぎなみ環境情報館開館記念イベントについて
 - ・1階で環境団体の活動紹介に従事しながら4階での講演を聞けるようにして もらえないか
 - ・区民の来訪が少ない。もう少し区民の方に来て利用するよう考えてもらいたい
 - 4) 平成 15 年度みどりの基金緑化活動助成の結果報告および平成 16 年度助成の 募集について
 - ・15 年度の応募団体数が少ないと思います、良い計画なので周知を図っていた だきたい
 - ・基金の運用はどのようにしていくのか
 - 5)環境月間みどりのイベントについて
 - ・子供たちへの周知の仕方は考えているのか
 - ・「犬を連れての公園利用について話す会」についての犬はどうするのですか
 - 6)敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件)
 - ・報告をうけた

	第5回環境審議会発言要旨 平成16年5月27日(木)
発言者	発言要旨
環境課長	時間になりましたので、出席状況について報告をさせていただきます。ただいまのと
	ころ井口哲次郎さんから、今日は欠席という連絡をいただきましたが、それ以外に佐藤
	光明さんがまだ来ていませんが、11 名の出席がございますので審議会は有効に成立をし
	ております。
	この4月1日で人事異動がありましたので、区の職員について自己紹介をさせていた ************************************
環境清掃部長	│ だきます。 │ 4月1日付けで栗田前部長の後を受けまして、環境清掃部長になりました中公でござ
块块/ 月 /市的技	4月1日刊)で未田削部長の後を受けまして、環境消 <table-cell-rows>神・一般になりました中公でことにいます。よろしくお願いいたします。</table-cell-rows>
環境課長	環境課長の上原に替わりまして、4月1日から玉山になりました。どうぞよろしくお
块'况i水 区	環境研究の上派に自わりよりで、4万十日から玉田になりよりた。こうでようしくの 願いいたします。
 都市計画課長	がいっとしよす。 都市整備部都市計画課長の遠藤の後にまいりました菊池です、どうぞよろしくお願い
no remained	いたします。
」 環境課長	それでは会長、よろしくお願いいたします。
会長	今日は皆様方お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただい
	まから第5回の「杉並区環境審議会」を開催させていただきます。いまご紹介がありま
	したように、部長それから環境審議会の中心的なメンバーの環境課長が替わられまして、
	新たな気分になると思います。
	今日は内容的な問題は別にして、今まででいちばん量的に少ないのではないかと思い
	ます。いつも長時間にわたってご審議をお願いしてご迷惑をおかけしていますが、今日
	は順調に行けたらというのが私どもの願いでございます。よろしくお願いいたします。
	最初に第4回の会議録の確認ということで、事前に会議記録をお渡しして目を通して
	いただいたわけですが、何かご意見等がありますでしょうか。
	(意見なし)
会長	よろしければ案をとらせていただきます。ありがとうございました。次に議事に入ら
	せていただきます。まず「東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山2丁目~久我
	山3丁目間)の事業についての報告」です。都市計画課長と環境課長お2人の説明にな
*** ==================================	りますが、よろしくお願いいたします。
都市計画課長	東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山2丁目~久我山3丁目間)の事業につ
	いて報告させていただきます。 都市計画変更ですが、放射5号線に係る3件の都市計画変更については、平成16年3
	月 15 日に区長意見を、東京都知事に次頁の別紙 1 のとおり回答いたしました。また、同
	日付けで都知事に提出しました要望及びその回答について別紙2、別紙3のとおり報告
	いたします。
	VICOS
	成15年3月3日付けの文書、同付けで同じような文書が2件出ていますが、これは1つ
	が都市計画道路(放射第5号線)です。402号が都市計画公園、高井戸公園の変更です。
	403 号が都市計画緑地、玉川上水緑地の変更についてです。これで意見照会のあった3件

の都市計画変更について、別紙のとおり意見を提出したということです。なお、標記3件の都市計画変更は、相互に関連があり、一体のものであるので、一括して回答するということです。

頁1、いまの変更に対する意見ですが、1主旨ということで、標記3件の都市計画の変更については了承する。ただし、杉並区都市計画審議会の答申を踏まえ、東京都が次の条件を誠実に遵守するということです。条件をここに7つ付けているので1つひとつ読み上げます。

- (1) 玉川上水の既存のみどり(樹種や生育状態等)を保全するため、適切な方策を 講じること。特に、岩通ガーデンは武蔵野の面影を残す貴重な雑木林であるので、早急 に調査を行い、可能なかぎり保存すること。
- (2) 玉川上水とその沿線の地域分断を少なくし、玉川上水への近づきやすさを確保するため、沿道地権者の了解を得た上で、車線の一部を掘割構造とし、バリアフリーの横断施設を設置する等の工夫を講じること。特に岩崎橋との交差点については、交通安全対策や、住民の横断のしやすさを確保するため、平面構造とするか、掘割構造とするか、あるいは他の構造とするかを関係地域住民と十分に協議した上で決めること。
- (3) 玉川上水のみどりとの連続性を保つため、車道の両側に築堤を設置し、郷土種による緑化を図るとともに、緑化したネット式アーチで車線を覆う等、豊かなみどりの中を通る道路となるように工夫を講じること。
- (4) 史跡としての玉川上水及びその周辺のみどりの保全策を検討するため、住民の参加・協働による協議会を設ける等、地域の環境団体等の意向を取り入れられる仕組みを構築すること。
- (5)大気汚染等の環境問題が憂慮されているので、供用後は環境基準値と比較する ために連続した測定を行い、環境基準値を超えた場合には、原因を調査し、地域住民の 健康に配慮した必要な対策を講じること。
- (6)放射第5号線の事業及びその地域環境の保全を進めるにあたり、最大限、区の 意見を反映させること。特に都と区の協議の場となる協議会を早急に設置すること。
- (7)以上の条件について、都の見解を明らかにするため、地域住民を対象とした説明会を速やかに開催すること、という7つの条件を付したわけです。

その後に理由があります。この理由については長くなりますのでご覧いただければと 思いますが、いまの7つの条件がどういう理由で出てきたのかを、ここに説明してあり ます。

別紙2、これはこの変更についての要望の形で、都知事宛に区長から出しています。 杉並区では標記3件の都市計画変更に対する区長意見を、平成16年3月15日付で提出 しました。これを踏まえ、玉川上水及びその周辺地域における環境を保全する等のため、 下記の事項について強く要望しますということで、先ほど付けた7つの条件について、 回答を出してほしいということです。中身については先ほどの条件と同じです。その次 の頁には理由が同様に書いてあります。次の頁も同様に理由の続きです。

別紙3、これが東京都から区長に宛てた要望に対する回答ということで、平成16年3月31日付けで、年度内に回答がありました。

別紙となっていますが、これが回答です。先ほど私から読み上げた7つの要望事項(条件)に対して、右のような回答がありました。回答について読み上げます。

- (1) 玉川上水の既存のみどりを保全するため、遊歩道等の整備にあたっては適切な 方策を講じる。岩通ガーデンの樹木については、区と連携して調査を行うとともに、地 域住民の意見を踏まえ、環境施設帯の中に取り込む等、可能な限り保存に努める。
- (2) 道路構造に関する貴区の提案については、宅地の出入りに直接関係する沿道地 権者等の同意の上で、実施の可能性について検討を行い、玉川上水への近づきやすさを より一層確保していく。また、岩崎橋との交差点部分を掘割構造とすることは、岩崎橋 の通行や本道路との接続を遮断することになるため、採用が困難であると考えるが、歩 行者等の横断方法については、地域住民の意見を踏まえるとともに安全対策に配慮し、 交通管理者等と協議して決めていく。
- (3) みどりの連続性に関する貴区の提案については、宅地の出入りに直接関係する沿道地権者等の同意や交通管理者等との協議のうえで、みどり豊かな道路となるような工夫を講じる。
- (4)本事業の実施にあたっては、住民の参加・協働による協議会を設ける等、地域の環境団体等の意向を取り入れられるよう区と調整して仕組みを構築する。
- (5)本事業区間の供用後に大気・騒音及び振動の測定を行い、環境基準値等の評価の指標を越えた場合には原因を調査し、道路に起因していることが明らかな場合は、必要な対策を講じる。
 - (6)区の意見が反映できるよう都と区の協議会を設置する。
- (7)事業説明会等を通じて都の考え方を地域住民に説明していく。という回答をいただいています。

環境課長

続きまして放射第5号線に係わる環境影響評価書について、要約を説明いたします。 既に平成16年5月6日に公示されていまして、縦覧についても平成16年5月6日から 5月20日まで行われました。遅くなりましたが、ここで要約を報告いたします。

- 1、事業者の名称及び所在地については記載のとおり、東京都知事です。
- 2、対象事業の名称及び種類ですが、東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山2丁目~久我山3丁目間)の建設事業です。
- 3、対象事業の内容の概略ということで、対象事業の内容の概略が表 1 に記載されています。延長及び区間は 1.3 km、車線数往復 4 車線、道路幅員 60m、計画交通量としては、平成 24 年度 3 万 9,200 台~ 4 万 4,200 台、平成 32 年度については 3 万 7,000~ 3 万 7,500 台という予測を立てています。供用開始は平成 24 年度を予定し、工事期間については平成 20 年度から 24 年度までを予定しています。

評価書にあります評価の結論の概況を、簡単に別表を見ながら示します。各項目について概略を話させていただきます。

- 1、大気汚染、工事完了後における、二酸化窒素の将来濃度、浮遊粒子状物質の将来 濃度は、環境基準を下回るという結論です。
- 2、騒音・振動については、工事中における騒音レベルは、環境基準を下回る。また 工事完了後の内容についても、環境確保条例の「日常生活等に適用する規制基準」を下

回る、という結論を出しています。

- 3、水循環については、新たな橋梁の基礎工事における地下水の水位及び流況の変化 はほとんどなく、地下水の状況に著しい影響を及ぼすことはない、という結論です。
- 4、生物・生態系については、工事施行中、玉川上水両岸の樹林のほとんどは残存することから、事業による影響は小さい。また、工事完了後については、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないと考えられる、という結論を立てています。
- 5、景観については、事業による玉川上水の改変はほとんどなく、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出工夫すること」に合致する。

そして最後は、玉川上水の景観に配慮した上水沿にまち並みが創られることから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること」に合致するという結論を立てています。

- 6、史跡・文化財ですが、杉並区の意見書にも触れられていますが、玉川上水両岸の 緑地のほとんどは残存することから、事業による影響は小さいという評価をしています。 また、崩落防止のための措置が必要と思われる箇所は、大きな振動を伴う建設機械の使 用は予定していないことから、事業の実施による影響はない。さらに、玉川上水は文化 財保護法に基づく史跡に指定されたことから、文化庁等と協議し適切に対応する、とい う結論を付けています。
- 7、自然との触れ合い活動の場ということで、最後の結論の部分は、自然との触れ合い活動の場の持つ機能や利用経路に著しい影響を及ぼすことはない、という結論を立てています。
- 8、廃棄物については、「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設 資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に定める、再資源化率等の目標 に合致するという結論を立てています。以上です。

会 長

ありがとうございました。2つの側面の説明をされたと思います。最初に都市計画変更についてということで、別紙の1から別紙の3までについて、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

L委員

漠然とした質問で申し訳ないのですが、この答申を出すに当たっては、都市計画審議会でだいぶ激論が交わされたと伺っているのですが、その様子をご存じでしたら少しお知らせいただきたいと思います。

都市計画課長

いま委員からご指摘のように、都市計画審議会においては、東京都からたしか3度に わたって説明を受けました。1回ではなかなか議論が深まらなかったということで3度 来ていただきました、特にまち全体のみどりに対する扱いをどうしていくか。要するに 道路だけの話ではなくて、全体のまちづくりをどうしていくのかということも含めて、 議論がありました。

また、都市計画変更に伴う公園等の減少に対しての対応をどうするのか。景観軸でもあるということもあって、その取り扱いをどうしていくのかというような、さまざまな角度からの議論がありました。最終的にはこのことに対して意見を付けて同意をしようということで、審議会では決定をされたということです。

会 長

よろしいですか。

L委員

はい。

B委員

環境影響評価書についてはあとになると思いますが、1つはこの都市計画変更によって、玉川上水を含む放射第5号線のみどりが、どれぐらいの増減になるのか分かったら教えていただきたいのです。この中では新しくみどりを創出するという形で、だいぶ出されているのです。具体的には大体どういう感じになるのか、というところではいかがでしょうか。

都市計画課長

都市計画審議会の中でもみどり、特に緑地の増減がどうなるのかという質問もありました。そのときに東京都で説明をしていたのは、今回の新たな変更によって、環境施設帯が新たに設けられるということを含めると、全体としてはみどりが減らないというのが東京都の説明でした。それは具体的にいえば、現在、玉川上水のある部分から外側に広がっていくわけなので、みどりである所ももちろんありますが、宅地化されている所もあるので、逆に環境施設帯を設置することによって、みどりが減る所もありますが、増える所もあるということで、東京都では説明をしています。

量的なきちんとした把握というのは、この間の計画の中では計画上の比較はありましたが、現場における既存のみどりを含めた具体的な数字は、特に出ていなかったと思います。ただ、総量としては、減ることはないという説明であったと思います。

B委員

そうすると今度の変更の中では、高井戸の公園も変更になるわけですね。そこも含めて緑地帯を創出するということになるのか。具体的にできたら数字上では、どういう数字になるのかを示していただきたいのです。

都市計画課長

都市計画審議会の際には、公園の増減等についても、たしか示してあったと思います。 いま委員が言われている数字というのは、みどりの量ということですか。

B委員

玉川上水の緑地帯です。

都市計画課長

要するに都市計画緑地としての数字の増減ですか。

B委員

現状と比べて計画後はどうなるのですか。

都市計画課長

ちょっとお時間をいただけますでしょうか。都市計画緑地内のみどりに関する増減ですが、都市計画緑地としては変更前が3.11haのところ、変更後3.12haということで、0.01、都市計画緑地としての面積は増えるということです。

B委員

この計画の中でも強調されている岩通ガーデンというのは、固まった緑地なのです。 そこを 10m幅の道路が抜けるということで、バッサリと削られてしまうのです。そうい う点では一応帯にはなっているけれども、固まった緑地というのは、玉川上水にはなく なってしまうと見ていいかと思うのですが、どうなのでしょうか。

都市計画課長

確かに委員の言われるとおり、岩通ガーデンの所は昔の薪炭林が大きく育ったような 状態で、その部分と林床は作られたといいますか、公園的な扱いになっていますが、あ の部分で車線に当たる所は確かに失われる。ですが、逆にその外側の所で現在みどりで ないような所について、環境施設帯等を設けるので、総量的には減らない。ただ、その 質の問題としては、現在のみどりがそのまま車線に当たる所については残るということ ではないので、また新たなみどりを作っていく。先ほどもありましたが、郷土種等を使 って、そういう所の緑化をしていくということになろうかと思います。

B委員

もう1点、玉川上水、岩通ガーデンを主として、地元でホタル祭りが行われているの

です。この中ではホタル祭りについては、それなりにできるような形で答弁されている のです。具体的にはホタル祭りがどうやってできるのかな、というイメージがあるので すが、そういう点では答弁はなかったのでしょうか。

都市計画課長

ホタル祭りについての議論は特になかったと思いますが、いまやっているホタル祭りは仮に道路が通ったとしても、玉川上水の現在ある柵の内側については、車線の中に入っていないので、それは保全できるということで、直接道路を作ることによってお祭りができなくなるということはないと思います。

B委員

イメージが違うのかも分かりませんが、いま現在行われているホタル祭りというのは、 玉川上水の側道も大変な混雑になるのです。岩通通りも大変な混雑になるのです。また 岩通ガーデンの中でも大変なにぎわいになるのです。この緑地帯の中で果たしてできる のかが非常に疑問なのです。この答弁は環境影響から出されているので申し訳なかった のですが、私は疑問に思う答弁なのです。杉並としての見解を教えていただけますか。

都市計画課長

確かにいまの状態と道路が通れば変わってきますので、そういう部分では違いが出てくると思いますが、イベントとしてそれが出来なくなるということはないと思います。 よろしいですか。

会 B 委員

はい。

L委員

都市計画審議会で激論を交わした末に、かなり杉並区としては具体的な厳しい条件を付けて都に要望したと思うのです。この都のほうのお答では、杉並区の要望に対して「できません」と言っていることもありますし、区の意見を反映させるという程度の答なので、単にお願いをしたのではなくて、きちんと条件も付けたのだという、杉並区としての、区民と一緒にこの条件は守らせるのだというところを、どうやって担保していくのかということを少しお願いします。

都市計画課長

この中にもありますが、6点目、区の意見が反映できるよう、都と区の協議会を設置するということで、東京都と既に話し合いを3回もっています。これは正式な協議会ではなくて、その前の準備会ということで、都の考え方と我々の考え方の摺合わせといいますか、我々も必要なことはきちんと言っていくということで、もう議論が始まっています。その中でいま委員の言われたようなことを、踏まえて都と話し合いをしています。

会 長

いまお答がありましたように、6番目、7番目の所で、事業主体である都と、地域住民あるいは区の方々との、キャッチボールのことははっきり書いていますし、これにずいぶん期待する面が多いわけです。ほかにございますか、なければ次に進ませていただきます。共通的な部分がありますから、別紙の4環境影響評価書について、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

B委員

改めて言うわけではないのですが、先日、玉川上水の淵を歩いていましたら、1 m50 cmぐらいのアオダイショウですか、ヘビがいたのです。それも庭先のほうから玉川上水のほうに渡る途中だったのです。そういう点では、玉川上水に生息している動植物は本当に玉川上水の中だけで生きているというのは不可能だと。周りとも関連しながら生きているのだというのを、私はそれを見て痛切に思ったのです。

もう1つは先日、井の頭公園、玉川上水でバードウォッチングをされている方の話を 聞く会がありました。そこで話されたことは、玉川上水を含めて井の頭公園に鳥が大体 30~35 種類飛んで来るらしいのです。しかもそこには渡り鳥もいるし、途中で立ち寄っていく鳥もいる。それから留鳥と言うかずっととどまった鳥もいるという話が出されました。鳥が上から見たときに、どこに下りようかなといったら、どうしても緑地帯に下りるということなのです。確かに杉並の緑地立地図を見ても、玉川上水の所は井の頭公園までずっと緑地帯になっている。そういう所にはどうしても鳥が下りますよという話もあります。この鳥の状況が、玉川上水が放射第5号線が通ったときに、どういった状況が生まれるかというと、1つは小金井、武蔵境この近辺というのは前にも話しましたが、即、道路ということで鳥も動植物も本当に育っておらず、種類も少ない状況です。

ところが一方、三鷹から久我山までの間は非常に花の種類も多いし、動植物も多い。 そこに鳥がいちばん近寄ってくる、飛んで来る。これは自然的な影響が非常に大きいと いうのが出されました。特に渡り鳥も含めて鳥がフンを出す、そこに生息する動物たち がそれをまた食べるという自然の循環がなされているのが、玉川上水だと話されました。

そういう点でいくと、いまの玉川上水にいる貴重な鳥の中でも、カワセミというのは、 赤土の壁の所に穴を掘って生息する鳥なのだそうです。玉川上水にはいま赤土の部分が 残っています。現実にそこに放射第5号線の工事が始まる、車が走る、振動がはしると いったときに、鳥が本当にそこに住めるのか。また渡り鳥がここに来るのかというのが、 これからの非常に大きな問題になってくると私は思います。

そういう点で4番の「生物・生態系においても、多様性に著しい影響を及ぼさないと考えられる」というこの言葉がいつも同じパターンで、総合アセスメントの時にもこの言葉が出てきて、住民の皆さんからいろいろ出された意見に対しても、全く変わらない意見なのです。いま自然循環が行われている自然界が残っている、これは杉並だけではなくて、東京都の貴重な部分になっていますが、この部分を我々がいま、本当にしっかりと見つめ直す必要があるというのが、出される必要があると思うのですが、残念ながら環境影響評価書の要約には「著しい影境を及ぼさない」というのが、とても出されている。やはり人間社会だけの見方から結論を出されているなと私は考えます。そういう面ではこの評価書について、多くの住民の皆さんが納得されていないし、私自身も納得できる評価書になっていないと考えます。質問ではないのですが、この評価書に対する私の意見です。

L委員

質問ではないのですが、前回の3月22日の環境審議会の日に欠席をしていて、その日はソウルにいました。ソウルですごいものを見たのですが、ソウルの東西を貫く広い道路があるのです。チョンゲチョン路という名前ですが、チョンゲチョンという名前の川が昔あって、そこに蓋をして広い道路になっているのです。そこはいま車がどんどん通っているのですが、通っている脇でドッカンドッカン掘っているのです。何をしているのかと言ったら、その道路を全部掘り返して川を復元するのだそうです。川を復元して公園にしてしまうというのです。いま何車線も走っている大都心の東西をドーンと貫いている道路を全部公園にしてしまう。川を復元して李朝時代の橋などが残っているのですが、それも埋めてあるのですが、それを表に出すというのです。なんと大胆な。チョンゲチョン復元計画の広報室というのが、その掘ってる道路の脇にできています。そこに資料をもらいに立ち寄ったのですが、月曜日は休みでもらってこられなかったのです。

そのようなことを人口の4分の1が集まっている大都市の真ん中でやっている。だからもう作ってしまった都市計画なので、ここまで道路が出来ているのだからしようがないじゃないかで押し切ってしまうと、わずかに残っている玉川上水の自然の質を、我々全員が東京都民、杉並区民は評価できなかったのだということを後世に残すことになるのです。杉並区はソウルの瑞草区とも友好都市提携を結んでいるので、そういう点でも学ぶべきことはたくさん隣にあります。是非参考にして、チョンゲチョン復元計画についても、環境博覧会で取り上げるなどしてほしいと思います。

会 長

ありがとうございました。ほかに特にないようでしたら放射第5号線関係については、これで討議を終了させていただきます。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。まだまだこれから続きますし、審議会結論として、大事な結論を出したことがあると思いますし、そういった点も含めて都との協議、または区民と都の協議の時に区としての役割も当然考えられるわけですし、大切に扱っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目の「すぎなみ環境情報館開館記念イベントについて」、副参事からお願いいたします。

環境清掃部 副参事

私からはすぎなみ環境情報館開館記念イベントについてお知らせいたします。このイベントの開催目的は3点あります。1つは4月1日にオープンしました「すぎなみ環境情報館」の開館を記念する。区内で活動をしている環境団体等の活動と相互の交流を促進して、ネットワーク化を図っていくための1つのきっかけとしていきたい。このイベントを通じて、区民に広くこの施設を知っていただいて、今後、環境団体と区民とが連携を深めていくきっかけとしていきたいということです。

開催日は6月6日(日)10時から16時30分、あんさんぶる荻窪を使い行います。イベントの内容ですが、環境問題の講演会として、C・W・ニコル氏にテーマ「人と自然との共生」ということで講演をいただきます。その後、松田輝雄氏をコーディネーターにしまして、ニコル氏にも参加していただきまして、あと3名ほどですが環境団体の方を混じえた、パネルディスカッション風の環境トークを実施していきたいと思っています。テーマとしては「都市における自然との共生」ということを予定しています。

こども環境学習「あんさんぶるエコのひみつ大ぼうけん!! &工作」ということで、 午前と午後の 2 回、環境学習室を使いまして、また施設見学をしながら子供たちを対象 に環境学習を実施していきます。 1 階エントランスホールを中心に、登録された区内の 環境団体になりますが、活動の紹介ということで、パネル展示をしていきたいと思って います。

来られた方については、施設見学ということで説明員等を置きまして、適宜あんさん ぶる荻窪施設内の屋上等の見学、説明をしていきたいと思っています。

会 長K委員

ご質問等がありましたらお願いいたします。

質問ではございません。私ども杉並環境カウンセラー協議会で、環境相談を受け持ちまして、環境情報館でやっています。環境相談だけではなく、リサイクルの相談、消費者の相談の3つの相談のコーナーを設けていただいているわけです。そこに実際に勤務シフトに入っての感想ですが、環境情報館は会議室等も完備していて、いろいろなプレ

ゼンテーション施設なども全部備わっていて、非常に喜ばれています。非常に充実していて素晴らしい施設だと思います。

本を中心とした資料もなかなか充実しており、私もいろいろな所で環境関係、リサイクル、消費者関係の資料コーナーを見ましたが、いちばん最新の資料が備わっているということで、これも非常に活用できるのではないかと喜んでいます。ただ、惜しむらくは、まだ4月、5月と2カ月なので、区民の方の訪問があまりない。もちろん環境相談などについても、もう極めて稀に人がおいでになる状況なのです。この記念イベントもできるだけ区民にお披露目をするという意味でおやりいただくので、非常に結構なことだと思うのですが、是非区民の利用がこれからどんどん進んでいくように、このイベントだけではなく継続的にやっていただきたいという要望があります。

もう1つ、折角環境相談のコーナーも設けているのですが、ただそこに来られた区民の方の相談を受け付けるということではなしに、FAX、メール、電話で、直接相談員にコミュニケーションができるような体制をとっていただくと、より充実したそれぞれの相談ができるのではないかと思います。環境情報はそこにアクセスすることによって得られるという体制を、ただ物理的にその場所ということではなしに、杉並区全体からそういうことができる形を是非備えていただきたい。

もう1つは、杉並区のいろいろな情報を得るパソコンが3台並んでいます。まだ来訪者が少ないので、ほとんど使われていないのですが、あのうちの1台でもそういう特定の目的だけではなく、汎用性のあるパソコンの使い方をさせていただけないだろうか。これは具体的に申しますと、それぞれの相談コーナーで、いまインターネット上でストレートにお客さんが求められた情報を得ることができる、検索エンジンとかいうネットワークが出来ているので、そういったものが使えるような環境を整えていただけると、非常にありがたい。実際に資料コーナーに立派な本はあるのですが、それをめくりながらやるよりも、区民の方が来られて相談されたこと、そのものずばりに、情報を得ることができるインターネット環境があれば、相談者が応じられるわけです。そういったものも考えていただきたい。あまり汎用性のないようなパソコンを3つ並べておくのではなく、そのうちの1セットは、もう少しフレキシブルに環境情報を取り入れられるような形にしていただけたらと思います。

そういったようなことを実際に2カ月、私どもの協議会で、あそこに座った相談員が感じたことがありますので、このイベントとは離れるかもしれませんが、環境情報館のこれからの将来像といいますか、そういったことをしていただくと素晴らしい施設なので、それが生きるようなソフトウエアといいますか、人間が実際に動けるような形でやっていただくと、より機能が上がってくるのではないかと思います。これは要望です。よろしくお願いいたします。

G委員

リサイクル相談をやっています。相談を受け持っている人たちからは、ほぼ同じような意見がありました。インターネットのこと、あんさんぶるに来なくても相談に乗れる方法、そういうことを考えないと、あそこに足を運ぶことはめったにないのではないかということです。区民にできるだけ使いやすい相談コーナーをこれから考えていただきたいということを、リサイクルのほうでも話し合っています。是非よろしくお願いした

いと思います。

J委員

あんさんぶる荻窪や、いまのお話に関連してですが、消費者グループ連絡会も消費者相談で相談員を受託しています。私は夜2時間ほど人の代りにだけ相談に立ちました。私どもの団体で団体登録の利用もたくさんさせていただいているので、あんさんぶる荻窪は回数的には結構使わせていただいているのですが、一般の区民の方は、区報でも私は見ていますが、オープンしているということはご存じなのか、あまりご存じないのか分からないのですが、圧倒的に少ないです。

今日のイベントについてもですが、これに関連して同じ日にちに重なって消費者センターもイベントを打つと聞いていますが、もっとたくさんの方に知っていただかない限り、あそこで相談があると広報でも小さな記事では出ていたのですが、まだオープンして2カ月ぐらいですから無理もないとは思いますが、それにしても区民の方があそこに来られるのは、すごく少ないのではないかと思っています。全館複合施設として、もう少し区民の方に認知していただき、来て利用していただく形を考えていただけたらと思います。

L委員

団体としてはもう既に環境情報館を、大いに利用させていただいています。いまの方々には申し訳ないのですが、相談はそんなに来ないだろうと始めから思っていましたが、逆に開館イベントですが、区民の方がたくさん来られるのではないか。私たちは定員 70 名だと果たして入れるだろうかと、実は逆の心配をしています。お客さんが多過ぎた場合はどうするのかも聞きたいのです。

環境清掃部 副参事 すぎなみ環境情報館開館記念イベントのニコルさんの講演の件だと思うのですが、これは5月21日の広報で募集しているのですが、往復はがきで事前に申込んでいただくことになっています。昨日締め切っているのですが、まだ70名にも満ちていないような状況なので、これからPRもしていきますが、なるべく多くの方に聞いていただけるようにしたいと思っています。

L委員

環境団体の活動紹介には参加するのですが、そのときに聞きに行けるかな、でも満員 だから駄目だと言われるかなという心配もあります。

J委員

私もニコルさんの講演会については行けるのかと心配して、どうなのだろうと思いながら申込みはしていないのですが、定員の関係で消費者センターも関連して3、4、5ということで、イベントをすると聞いているのです。講演会は人数の関係で消費者団体対象でやって、講演者は未定ということでしか案内はいただいていないのですが、このニコルさんのはすごく人気があるので、絶対満員になっていると私も思いましたので、いまお聞きして意外な感じがします。

環境清掃部 副参事 広報で募集しているので、それで申し込んでいただくのが基本です。 1 から 3 の部屋 をぶち抜いて、教室形式にしないで椅子だけ並べますと、余裕が少し生まれてくるのです。ですから当日、環境団体の方がどれだけ見えるのかは分からないのですが、申し込んでいない環境団体に関わる人たちについても、スペースがあれば入って聞いていただきたいと思っています。

G委員

このニコルさんの講演会をやる一方で、1階にパネルのコーナーを設けて、そこに人間が張り付かなくてはならないのです。1階のエントランスホールに4階で話している

音が流れるようにできると、安心して1階でも区民の皆さんがいらしたときに、にこやかに対応ができはしないかなと。あれだけ立派ないろいろな設備があれば、ちょっとしたことをすれば3階の情報コーナーとか、1階のエントランスホールでも、上で話しておられることが聞けるのではなかろうかと、欲張ったことを考えていますが、検討をしていただけたらと思います。

環境清掃部

副参事

全館に入る放送のシステムはあると思うのです。それがどういう仕組になっているのかは分かりませんが、確かにそういったご意見もいくつか伺っていますので、当日までに検討をして、もしできればやってみたいと思います。

会 長

映像が1階と連携しているというのはないのですか。

環境清掃部副参事

映像は無理だと思います。

会 長

オーバーフローになった場合のことを考えて、そういう準備も並行的にやりますよね。 音だけでもご検討をお願いいたします。

J委員

イベント内容の環境ビデオ上映会、これの内容について少し教えていただけないでしょうか。

環境清掃部 副参事 いままだ、何をやるのかは検討中なのです。 1 つは「サヨナラ、みどりが池」という 区が関わったアニメがあります。あれをやろうかというのは考えているのです。

会 長

ほかにございますか。今日ここに「イベント内容」と書いてありますが、こういった 内容は全て区が主催だという意味ですね。

環境清掃部副参事

そうです、区が主催のイベントです。

会 長

NPOとかいろいろな方々のパートナーシップというか、ご助力を得ながらやっていこうということですね。

環境清掃部副参事

そういうことです。

会 長

ほかにございますか。今後の問題もずいぶんいただきましたから、よろしくお願いい たします。次に移らせていただきます。

3点目は「平成 15 年度みどりの基金緑化活動助成の結果報告および平成 16 年度助成の募集について」、「環境月間みどりのイベント」の 2 つの点について、説明を緑化担当課長からお願いにたします。

緑化担当課長

緑化担当から平成 15 年度みどりの基金、緑化活動助成の結果報告および平成 16 年度 助成の募集について報告いたします。

杉並区のみどりの基金については、平成 14 年 10 月に創設して以来、現在まで約 570 万円規模の基金になりました。その一部を取り崩して、平成 15 年度から助成を始めたということです。

それでは資料に基づいて、1、平成15年度みどりの基金緑化活動助成結果報告です。 応募状況ですが、記載のとおり4団体から応募がありました。みずみち調査会「おおか わ こがわ たんぼ」編集、堀ノ内コミュニティーガーデンクラブ「ガーデナーになろ う」、善福寺川さくら会、植木応援団「緑の保護 育成」です。

審査会ですが、平成 16 年 3 月 14 日に行いました。審査員の方は、3 名の方にお願いしました。まず山田元一様、当審議会の副会長をされております。それから松田輝雄様、元N H K のアナウンサーで、現在東京農大の客員教授、あるいは樹木医でもいらっしゃ

います。3人目が神谷幸男様、NPO法人未来をつなぐ子供資金代表の方です。審査結果は記載のとおり4団体、合わせて6万9,000円の助成をしました。

2、平成 16 年度みどりの基金緑化活動助成の募集ですが、募集を『広報すぎなみ』 4 月 21 日号及びホームページにて行いました。活動計画審査会ですが、きたる 6 月 13 日の日曜日に開催する予定です。審査員は平成 15 年度と同じ方に依頼する予定でございます。なお、活動報告審査会ですが、平成 17 年 3 月に予定しております。

それから3の参考資料ですが、次の頁に、平成15年度の助成応募要領、その次に平成16年度の応募要領を載せてありますので、ご覧いただければと思います。

いちばん最後に、「杉並区みどりの基金緑化活動助成金交付要綱」を付けてあります。最後の交付要綱を見ていただきながら、この助成制度の特徴をちょっとご説明いたします。

まず第2条ですが、第2条2項に、3年度を限度とする継続助成制度を設けました。 継続して助成したほうがいいと思われるような緑化活動については、継続助成を認める ということにしております。

第3条ですが、助成項目は、講師謝礼分、印刷費、会場使用料のほか資材費、ボランティア保険の経費とします。また、助成金は対象経費の2分の1ということにしております。これは限度額を定めて、額が少なくてもより多くの団体に支援するといったような考え方です。

3条の2項ですが、当初交付決定額の2分の1を決定時に支払うということで、活動を円滑にしていただくための助成額の半分を前払いするというような特徴を付けております。以上が緑の基金助成制度に関する特徴の説明ですが、今後経験を積んで、よりよい助成制度にしてまいりたいと考えております。以上です。

続いて「環境月間みどりのイベントについて」ご報告いたします。この開催目的ですが、6月の環境月間に合わせて、みどりをテーマにしたイベントを開催することによって、みどりについて考え、環境について見つめ直す機会としたいと考えております。

また、みどりのボランティア杉並、区内造園事業者にも参加を呼びかけるとともに、 区民がみどりに触れて、みどりに親しんでもらえるような参加型のイベントといたしま す。

開催日時、会場ですが、平成16年6月5日の土曜日、午前9時から午後4時まで、会場は井草森公園です。

イベント内容は、1番の「コスモスの種まき」から始まって、裏面の18番「木登りチャレンジ」まで、多彩なメニューを用意しております。内容のところをご覧いただきたいのですが、例えば3番の「緑の相談コーナー」のところです。区内造園事業者による緑の相談、園芸相談ということで、(事)と書いてあるところは、事業者の方に中心的にしていただくもの。その下4番のところの(ボ)と書いてありますが、これはみどりのボランティア杉並の方々が中心になってやる、そういったイベントです。括弧を付けていないものは、区が中心になって行うイベントということで、コスモスの種まきから、最後の木登りチャレンジまで、たくさんのイベントを区内業者、それからみどりのボランティア杉並の方々と協力し合いながらやっていくということで計画しております。以

上でございます。

会 長 C委員 それでは最初にみどりの基金関係で、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。 応募団体が4団体だったのですが、この4団体については、区としては応分な応募数 というふうに思われていますか。大体見合った団体の数だったのか、応募団体数の区と しての判断はどうなのでしょうか。

緑化担当課長

予定では10団体程度は助成したいなという気持でおりました。そういった意味では、ちょっと準備の遅れとかPR不足というようなこともあったかもしれませんが、結果的には4団体だったということです。

C委員

4団体というのは、かなり少ないのかなというふうに思ったのですが。みずみち調査会が申請額1万円を出されたところが8,000円になっていて、ほかの団体は皆さん、申請額はそのまま下りているのですが、この8,000円になった理由というのは、どんなことがあったのでしょうか。

緑化担当課長

これは、ほかの経費を予定されておりまして、当初は、1万円ということで申請されたのですが、審査会の中で領収書を確認させてもらって審査させていただきますが、その領収書の2,000円分が間に合わなかったというようなことがありました。

C委員

わかりました。これは、団体が使用された分を申し込むという形をとられているので すね。

緑化担当課長

そうです。平成 15 年度はそういった部分がありました。ですから、実績に対して、その半分を助成したというようなことでございます。

C委員

今後もずっとそういう方向でいかれるわけですよね。

緑化担当課長

平成16年度は、当初6月に活動計画書を出していただいて、最後平成17年3月頃に、 実際活動されたかどうかの審査をして、その経費の半分を助成するというような、審査 会をもう1回開きます。

C委員

そうですか。やはり、せっかくこれだけ素敵な計画なので、ちょっと頑張って周知を していただければと思います。以上です。

会 長

ほかにございますか。平成 15 年度はいろいろな準備の都合などで、いまご説明があったようなことで扱われたのですね。

緑化担当課長

はい。こういうふうになってしまったものですから、事前の活動計画の審査会ができなかったということです。

会 長

一般的にこういった基金を助成した場合というのは、これをちょっと見たときに、「助成の結果報告」というタイトルなんですね。助成の結果報告というのは、お金よりも内容を提示してもらうというのが普通なんですね。だから、こういう4団体がどういったことを、どこでどういうふうにやったとか、そういうことが記載されていると、いろいろな意味で興味をもっていかれるのですね。

C委員

興味を持ったので、聞いたのです。

緑化担当課長

以後そのようにいたします。

会 長

どうぞよろしくお願いいたします。

B委員

交付要綱について、限度額というのはちょっとわからないのですが、大体どれくらい を見ているのですか。

15

緑化担当課長

5万円です。

B委員

それで、団体として一応 570 万円ほどいまあるわけですね。今回の中でいくと、大体 1%強という数字なのですね。そういう点で、大体どれくらいの団体まで助成を目的にして活動されていますか。

緑化担当課長

一応、先ほども申しましたが、10 団体、それで限度額が5万円ということで、50万円の助成金を準備しております。

B委員

10 年間は、この 570 万円で済ませるという意味ですか。それとも、570 万円についてはまた新たに皆さんからですか。

緑化担当課長

わかりやすく言うと、毎年50万円ぐらいを活動助成金として出していきたい。その分、 一生懸命寄付を集めたりしながら、基金も壊れないように積み立てていきたいというよ うなことを考えております。

B委員

基金を集めるのは区のほうで集めるのですか。

緑化担当課長

区のほうに寄付していただくケースもかなりありますが、一応積極的に募金活動をしていくのは、区のほうはなかなか難しいものですから、例えばボランティア活動の中でやっていただくというようなことをしております。

会 長

いまのご質問の関係で、いろいろな使い方があって、基金を貯めながら、東京都などは、山田副会長がよくご存じですが、基金が満額貯まったら、皆さん方に助成しますという仕方をとっていますね。私などは批判的ですから、そんなもんじゃ駄目だと。貯めつつ、みんなに助成するというふうに、両輪でしていかなければいけない。いつまで経っても資金を運用できないという形なのですね。全国的にそういうのが一般的なのです。そんなものではおかしいではないかということで、例えば区なども、少ないですけれども、少しずつ助成しつつ、また今日委員の方にも寄付していただいたりしていますし、そういった寄付を常時していくという、両方の取り方をされているのですね。

B委員

このPRについて、各団体の皆さんには、もう案内はいっているのですか。こういう 制度ができましたので活用してくださいという。

緑化担当課長

できるだけ、そういったお知らせはしております。

B委員

各団体宛にですか。

緑化担当課長

例えばみどりのボランティアの集いとかがあったり、みどりのイベントをする中でPRをしたり、そういったようなことをしており、特定の団体にお知らせするというようなことは、特段いたしませんでしたが、極力、広報を使ったりホームページを使ったり、みどりの集まりのときにお知らせをしております。

O委員

『みどりとひと』というのにも、助成金のことについては載っています。 そうですね。

緑化担当課長

J委員

この報告を見たときに、ちょっとわからなかったのですが、いまお話を聞いていて多少わかったのですが、活動報告会が審査会であったということを、お聞きしました。いるんな仕方があると思うのですが、私は個人的にですが、まちづくり活動の助成金をいただいたことがあるものですから、やはり公開の審査会を経て、そこで助成されるかどうかが決まって、なおかつ最終的にもう一度報告会。それを前提に私はこれを見たものですから、ちょっとよくわからなくて。

ただ、そういう意味では、間に合わなかったということだと思うのですが、ちょっと この進め方が性急だったのではないかという感じがしました。

会 長 A 委員

初年度だったから、いろいろあって、やむを得なかったのでしょうね。

この審査会は、私は審査員として参加したのですが、時間的にはかなり急で、事務局 の体制がばたばたとせざるを得なかったようです。

ですから、出された所も、もっとほかにも欲しかった所があったらしかったのですが、 間に合わなくて結局4団体が一応出すべき書類が揃って、それで出されてきたというふ うなことです。

そこで、団体の皆さんがいる中で、各団体がこういう活動をしましたという報告をしていただいて、それを聞いて、それで別室で3人でどうしましょうという話をして、それで審査結果ということで出したわけです。今年からは、もう少し違っていますね。それで、公開は公開ということだと思います。

それから、みどりの基金で、多分当然考えておられると思いますが、みどりのイベントだとか、環境のイベントだとかいうところで、みどりの基金、募金をするようなことを考えておられるといいと思うのです。そのための基金ボックスを用意したり、そのときに例えば何かつくった腐葉土を差し上げて、多分売るというわけにはいかないのかもしれないのですが、その代わりにご寄付いただくとか、そういうことをして基金を是非大きくしていかれるといいと思います。

緑化担当課長

みどりのイベントを、近々、6月5日に井草森公園でするのですが、そういったときに寄付をお願いしたり、いままででは環境博覧会の中で、ボランティアの方々に活動していただいたり、いろんなチャンスを見つけては、できるだけお願いするようなことはしておりまして、今後も、さらによい方法があれば、検討してやっていきたいと考えております。

A委員

寄付をお願いするのではなくて、何かをね。

O委員

環境博覧会では、ただ寄付ではなくて、植木を配布したんですね。植木も、ただ配布するのでは、皆さん何でもただというのは、誰でも彼でももらっていきたがるみたいなので、寄付というか、気持で結構ですから、寄付をしてくださる方には植木を差し上げました。そういうふうにしております。今日の観察が面白かった、楽しかった、有意義だったという方は、していってくださいねということで、決して強制でも何でもないのですが、そういう感じで、一応募金の協力はしております。

C委員

こうしたイベントの会場ですが、杉並区内のいろいろな所でやろうという方向では考えていただいているとは思うのですが、やはり高井戸や井草のように、スペースがある所かなという感じがするのです。やはり会場もちょっと、いろんな所でできる方向でお考えいただいたほうが、もっと周知できるのではないかというふうに感じますが。

緑化担当課長

みどりのイベントの会場ですね。

C委員

はい。

会 長

それでは、環境月間のみどりのイベントのほうに移らせていただいてよろしいですか。 では、いまC委員から多少ございましたが、「環境月間みどりのイベントについて」ご質 疑をお願いします。 G委員

何かワクワクするような、18 のイベントの内容がありますね。これは、『みどりの新聞』 と『広報すぎなみ』のほかに、何か子供たちに直接とか、そういう周知の仕方は考えて いらっしゃいますか。

緑化担当課長

いまのところは、『広報すぎなみ』とホームページでPRをしておりまして、個々に、 子供たち、学校等にお知らせはしていません。

G委員

子供が楽しめそうなコーナーがたくさんあるように思うのですね。それで、子供たちに体験させたいと思っても、なかなか小さな人数ではできないようなことが随分盛り込んであるので、役所のホームページでも、キッズ向けのホームページがありますよね。

緑化担当課長

はい。

G委員

ああいうのは、案外子供たちが、学校等で見ているのだそうです。そういう中にでも 盛り込んだりすると、また子供が行ってみようよと言って、親もつられて行くなどとい う相乗効果があるのではないかと思うのですが。

緑化担当課長

わかりました。ホームページのキッズのコーナーですか。

G委員

どういうふうに運営されているかは、私は知らないのですが、随分子供たちが見ているということは漏れ聞いております。

緑化担当課長

こちらのほうで調べまして、載せられれば載せたいと思います。

会 長

本当ですね。教育委員会と連携する内容になっているから、その辺もったいないです ね。

緑化担当課長

はい。これは、ちょっと話が長くなるかもしれませんが、みどりのイベントというのは正確に言うと、平成 13 年度から始まったのです。それで、平成 13 年度は、大田黒公園の記念館がありますね。あそこの記念館で、みどりについてお話合いをしましょうということでやったのが第 1 回目です。

ただそのときは、やはりPR不足もあったのでしょうけれども、お見えになった区民の方が非常に少なかったのです。これではいけないので考えようということで、平成 13 年度は、巨木めぐりをしましょうということで、杉並区内の巨木めぐりをしました。これが非常に好評で、区のマイクロバスを使って回ったのですが、定員 20 名のところを、それをはるかに超える方がお申し込みになったものですから、これを 2 回しました。

そういったことをしながら、少しずつ規模が大きくなっていって、平成 15 年度には井 草森公園でささやかに、区の職員を中心に実施しました。

その後、今年はボランティアの方、事業者の方に呼びかけたところ、こんなにたくさんのメニューが急に出てきて、ちょっとこれをご紹介するPRが不足してしまったというようなことがございます。

会 長

そんな深く考えなくて、教育委員会の事務局に行って、これお願いしますと言ったら、 ちゃんとすぐそのように対応をとるし、それから、早ければ校長会にパッと配れば、も う各学校にすぐ回りますからね。

緑化担当課長

わかりました。そのようにいたします。

会 長

温めておいたら、これはいちばん損です。

緑化担当課長

はい、わかりました。

会 長

周辺の学校だったら、いまからでもまだ間に合いますよ。学校に、直接配ってくださ

いと言って、事務局の庶務に頼むようにしたらよろしいと思いますね。

緑化担当課長

はい、わかりました。

会 長 C委員 これはできるだけ参加してもらって、メリットを子供たちにもらってもらわないと。 12番の「犬を連れての公園利用について話す会」についてですが、この井草の公園は 許可されている公園ですか。

緑化担当課長

はい、そうです。

C委員

その間は、犬についてはどうされるんですか。多分そういう方は犬を連れて来られる と思うのですが。

緑化担当課長

これは、2番の「公園をみんなで掃除しませんか!」というのを、9時から10時までします。これを、一応、犬の飼主の方を中心に清掃会をするということで、実はここでするのは2回目なのです。

こうしたことをしながら、この 12 番の「犬を連れての公園利用について話す会」を開催するというような流れで設定しております。

C委員

犬を連れながらお掃除されるのですか。

緑化担当課長

そういうことになると思います。拾い清掃ということで。

C委員

話合いのときは、やはり犬を連れたまま皆さんで話すわけですね。

緑化担当課長

そういうことになろうかと思いますが。

C委員

2回目とおっしゃられましたが、以前は誰か、そういうリーダーをとられるような講師の方とか、おいでになったのですか。

緑化担当課長

いいえ、これは、例えば蚕糸の森公園とか、馬橋公園とか、犬を入れてもいいという 趣向の公園もございますが、そういった公園で、「清掃をしませんか」という呼びかけを したところ、たくさんの犬の飼主の方がお集まりになりました。皆さんで一生懸命清掃 されるというようなことが何回もありまして、これを定例的にやろうというようなこと で、これは公園事業係のほうで中心になって、区民の方に呼びかけてやっているような 活動でございます。

C委員

井草の公園は大きいから、これだけたくさんの行事が重なっても、多分その犬への心 配というのは少ないのかなと思うのですが、そこら辺の配慮をよろしくお願いします。

会 長

それではこの件についてはよろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは最後に「一定規模以上の開発等に関する報告について」、2件ございますが、 緑化担当課長、よろしくお願いします。

緑化担当課長

それでは緑化担当のほうからご報告いたします。まず資料に基づいて、「(仮称)アリュール浜田山新築工事」からお願いいたします。所在地は、杉並区浜田山4丁目24番。これは裏面のほうに案内図がございます。浜田山小学校の北側、元東芝電気の社宅があった所です。敷地面積は4,965.5 ㎡、建築面積2,410.6 ㎡。これに基づいて、基準緑地面積794.48 ㎡お願いいたしました。

これに対して、810.49 ㎡の緑地を計画していただきました。基準接道部緑化延長ですが、141.54m。これに対して計画は150.9mお願いいたしました。

植えていただく樹木の本数は、高木 40 本のところを 65 本、中木 265 本のところを 147 本、低木 795 本のところを 658 本、中木・低木ともに、基準を下回っておりますが、こ れは特記の所に書いてあるとおり、不足分は高木換算でお願いしました。処理経過、建築物の状況については記載のとおりです。

なおいちばん最後のほうに、緑化計画図がございますので、ご参照いただければと思います。

続いて「アルウィン学園増築工事」です。所在地が杉並区松庵1丁目9番33号。これも裏面のほうに案内図がございます。立教女学院の近くの所です。敷地面積3,424.38 ㎡。建築面積1,657.08 ㎡。このことから、緑地面積342.44 ㎡というところですが、一応特記の所に書いてある、既存樹木を残していただく、保全高木樹冠投影面積が112.5 ㎡ありますので、これを差し引いて、229.94 ㎡となります。

これに対して、計画を 433.38 ㎡お願いしました。基準接道部緑化延長ですが、84.22 m、これに対して89.38m計画していただきました。

植えていただく樹木の本数ですが、高木 11 本のところを 17 本、中木 77 本のところを 132 本、低木 230 本のところを 40 本。低木については高木で換算しております。

なお、本学園では、この緑化計画に加えて園庭に小川のある、芝生化工事等を計画中で、植栽も今後増やす予定であるということです。

処理経過は、緑化計画が4月15日受理、工事完了4月15日となっておりますが、これは調整が長引いたために、工事完了と同事に計画書を受理したというような経過があります。

建物の状況については記載のとおりです。以上です。

会長

では最初のほうの、アリュール浜田山新築工事ということで、ご質問等ございました らお願いいたします。

B委員

緑化調整基準による高木・中木・低木で、中木・低木の不足分を高木で換算するということですが、ここのところ、換算の数が非常に多いような気がするのです。やはりこれは、面積的には 794 ㎡に対して 810 ㎡だから、いいのでしょうけれども、やはりそれなりに例えば小鳥が来るとか、低木の重要性というのもあるわけですね。そういう点では、やはり換算分としてはしょうがないのかなとも思うのですが、そういう指導というのは、特にしていないのですか。

緑化担当課長

やはりこれは現地の状況に応じた植栽計画をされてくると思っておりまして、そういった意味で、区のほうで計算どおりにやってくれというのはなかなか難しいこともあります。それで、確かに高木ばかりではなく、低木も必要ではあって、そういった意味では現場の状況に応じて、例えば高木を植えた場合は日陰が出てくるものですから、低木はなかなか育ちにくいということもあると思います。そういったことも考えながら、できるだけ低木を植えていただく場合も、葉が触れ合う程度とか、そういったようなことで一応お願いはしております。

会 長

ほかにございますか。では次のアルウィン学園増築工事について、何かございました らお願いします。

B委員

いまの件と同じなのですが、ちょっとわからなかったのですが、特記のほうで、敷地面積の 10%に満たなかったため、緑地面積を 10%を目標に指導したというのは、当初の 340 ㎡に対して 229 ㎡しかなかったということですか。

もう1点、計画緑地面積 433 ㎡というのは、特記事項の4項目めを含めた形の 433 ㎡ というふうに見るのかどうか。そういう点はいかがでしょうか。

緑化担当課長

これは、まず最初に、保全高木樹冠投影面積 112.5 ㎡なのですが、できるだけ既存樹木は活用してくださいというふうにお願いしてあります。もし、その既存樹木を生かした状態で計画された場合は、少し有利な計算方法をとるようにしております。それが、残していただいた高木の樹冠投影面積を、緑地面積として認めるというようなことで、そういったことから、基準緑地面積を出す場合は、計算上の面積から残していただく高木の樹冠投影面積を引いてお願いしています。そのことについてはよろしいでしょうか。

B委員

結構ですが。

緑化担当課長

それから、敷地面積の 10%に満たなかったためというのは、学校にはグラウンドがございます。そのグラウンドに植栽してくれということは、なかなか厳しいことですのでいいです。というのも何ですので、学校の場合は少なくとも 10%は確保をお願いしています。

B委員

緑地面積443㎡というのは、小川なども含む計画に入っているわけですか。

緑化担当課長

この計画緑地面積 433 ㎡ですが、後ろのほうに、緑化計画図があります。この緑化計画図の、いわゆる植栽部分の面積、この合計が 433 ㎡なのです。

B委員

それでは特記事項の、「植栽も今後更に増やす予定」という所が入って 433 m という意味ですか。

緑化担当課長

いえいえ、そうではありません。

B委員

そうではなくて。

緑化担当課長

この緑化計画に加えて、今後さらに園庭の芝生化工事を計画されていますということです。

B委員

そうすると、既存緑地面積が10%に満たないのに、計画緑地面積は433 m'というのは、 えらく広くなりませんか。

緑化担当課長

そういうことですね、だから。

B委員

どういう計算で出てくるのかがわからない。

緑化担当課長

こういうグラウンドをもった所についても、これだけの緑地面積を確保できるのだな という1つのケースで、アルウィン学園では、このグラウンド部分にかなり植栽がされ たということです。

B委員

最初から 433 ㎡を取れるということなのですか。

緑化担当課長

アルウィン学園のほうは、このように計画されてきました。だから、普通のグラウンドをもった学校等では、こんなに取れない所が多いのですが、こちらの学園では、これだけ園庭に植栽をされたということです。

B委員

でも、緑地基準面積が足りないから指導されたわけでしょう。緑地面積が足りないから指導されたのに対して、計画緑地は 433 ㎡ということは、指導する必要もないのかなと思うのですね。

L委員

これは、都の条例に準じて緑地面積を計算したら、その面積は敷地面積の 10%に満たなかった。条例どおりなら、10%に満たなくてもいいけれども、10%を確保してくださいと指導した結果として、12.66%の計画ができたということではないのでしょうか。

B委員

そういうことですか。

緑化担当課長

これは、東京都の基準を一応採用してみたのですが、計算したら 10%に満たなかったので、10%は確保してくださいよということでお願いしました。

会 長

一度この矛盾というか、担当者がわからないので、聞いたほうはもっとわからないですから、またよく理解していただいて、それで審議会のほうでご説明していただくというふうなことで、B委員、よろしいですか。

B委員

この計画緑地面積 433 ㎡なら、別に指導も何も、10%は満たしているわけですから、このような特記事項もないのではないかと思ったのです。

会 長

今日は冒頭申し上げたように、議題の数が少なかったので、最後のところでこんなに 時間をとって、ゆったりとした審議会になりました。

私も、最後なので、あまりいままで時間の関係でお話する機会がなかったのですが、いろいろ疑問点とか、いま出たような解釈がわかりにくいとか、それから都の基準がこのままでいいのかどうかとか、独自のものを何かもっていたほうがいいのかとか、いろいろ思っておりました。

それで、1つ例でいうと、アリュール浜田山の所というのは、よく浜田山小学校の道で、通る道なのですね。浜田山小学校などは、それこそ数メートル、セットバックしてフェンスが造られて、その接道部分というのは、花木などが植えられたり、花も植えられたり、きれいな所です。

ですから、ああいう接道部分の扱い方というものをどういうふうにするのかということは、これから区のほうで検討していったほうが、全区的に広がればきれいな道になるのにな、全体がきれいなみどりの都市になるのになと思います。

せっかくあるのに、フェンスで見えなくしてしまうというのが通例なのですが、フェンスと一体的に、どのように扱うのか。

同じ緑化でも、それだけの効果が全然違うわけですね。アルウィンのほうでも、同じように接道部分を取っているけれども、フェンスがどうなのかということがわからないから、ちょっと理解できない。

ですから、プレゼンテーションの場合でも、例えばスケッチ1枚、主要な接道部分について1枚、審議会で提示していただくとかすると、平面図や数量だけでなく、わかりやすい説明になるであろうし、イメージも出てくるだろうというふうに思います。

それから、図面なども、これは縮尺をずっとしていますから、みんな潰れてしまっていて、実際の大きさというのはわからないわけです。そういうようなときには、よくあるように、1 mはどのくらいの長さだよということを、縮尺で具体的に示すのが普通なのですが、何百分の1というのが、そのまま小さくなってしまうから、実際、これは無意味な縮尺になっていますね。不動産屋のチラシ広告と同じになってしまう。そういう改良も加えていかなければいけないですね。

今後の問題について、多少話させていただきましたが、またよく担当者とも話し合ってやっていこうかと思います。よろしくお願いいたします。

今日はこれでよろしいですか。

都市計画課長

先ほどご説明いたしました玉川上水緑地の数量が、私がちょっと違う数字を勘違いし

て申し上げたので、再度訂正を含めて確認したいと思います。

玉川上水緑地については、いままでの面積が 15.98ha でした。それが今回の変更で 17.4ha ということで、計画上の面積は1.42ha 増えております。

それから、高井戸公園ですが、従前の面積が 18ha でしたが、それが 17.4ha に減少しているということで、ここではマイナス 0.6ha ということです。

それらを計算すると、緑地公園を含めて、合計で 0.82ha 増えたということです。先ほど私が 0.01 といった数字については、ご訂正をお願いいたします。すみません。

緑化担当課長

先ほどのアルウィン学園増築工事のことについて、ちょっと補足させていただきます。 基準緑地面積ですが、区のみどりの条例に基づく計算をしたところ、基準緑地面積は512 ㎡になります。そういった中で、やはり学校のグラウンドのことですので、都の条例に 基づいて計算して、それで結果的に433.38 ㎡計画していただきました。

ですから、区の条例からいくと、少し足りないというところですが、都の条例に準じて、このようなことで計画していただいたということです。

区のみどりの条例による基準ですと、基準緑地面積はもっと多くて512 m2です。

B委員

ここでは「緑地面積を算定したが敷地面積の 10%に満たなかったため」と、わざわざ特記事項にするからおかしなことになってしまうのではないですか。340 ㎡という数字は433 ㎡から見れば100 ㎡多いわけです。特記事項に、こういう「満たなかったため」と書くのは、おかしくなってしまうのではないかというのです。それはもういいですが。

緑化担当課長 会 長

もしよろしければ、個別にお話をしたほうがよければ、そのようにいたします。

ありがとうございました。その他ということで、事務局のほうからございましたらお 願いします。

都市計画課長

いまお手元に『東京外かく環状道路PI外環沿線協議会「地域ごとの話合い」のお知らせ』のチラシをお配りさせていただいておりますので、ご案内申し上げます。

明日、28日金曜日、31日月曜日に、この地域ごとの話合いを西荻地域区民センターで行う予定です。

これについては、この東京外かく環状道路のPI外環沿線協議会のメンバーの方々と、それから区の中で、この外環に代わるご意見をおもちの団体との話合いということで、情報交換を行う場でございます。

メンバーとしては、協議員7名と、地域の代表の方が9名ということで、全体では18名ですが、2回行うので、9名ずつということで、合わせて16名の方々による話合いを行うということです。

今後の外環のあり方をどうしていくかということも含めて、また、一連のこの外環の いままでの動き等についてご説明するというものです。

なお、傍聴については、先着順で各回50名ずつ予定しております。会場がちょっと狭いということがありまして、このような限定をさせていただいております。会場には駐車場等もありませんので、車でのご来場はご遠慮いただきたいということです。以上ご報告申し上げます。

環境課長

事務局からは、特に付け加えることはございません。

会 長

それでは次回の開催日についてお願いします。

環境清掃部長	長時間にわたりましてありがとうございます。すでにご説明申し上げてありますが、
	当審議会と清掃審議会を統合して、この7月に発足する予定で現在準備を進めておりま
	す。したがって、これから当審議会で緊急に諮問する事項がなければ、実質的に今回が
	最後の審議会ということになろうかと思います。
	本来ですと、区長がまいりましてご挨拶申し上げるところですが、ちょっと所用がご
	ざいまして、代わって私のほうから御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
会 長	以上で本日の予定、議事すべて終わりました。皆様方には、1年間でしたが、ご熱心
	にご審議いただきまして、ありがとうございました。今後ともまたよろしくお願いいた

それではこれをもちまして、第5回の審議会を終わらせていただきます。

します。